

○野洲市地域公共交通会議規則

平成30年 3月30日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市附属機関設置条例（平成30年野洲市条例第1号）第8条の規定に基づき、野洲市地域公共交通会議設置規則（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 条例第3条に規定する委員会が所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 市における生活交通の確保に関する枠組みづくりその他の生活交通のあり方全般に関する事項の調査審議等に関する事務
- (2) 市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項の調査審議等に関する事務
- (3) その他公共交通に関して交通会議が必要と認める事項の調査審議等に関する事務

(委員長)

第3条 交通会議に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民部協働推進課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。